

## 都市再生推進事業制度要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1編 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第1条の2 定義</p> <p>1 都市再生推進事業</p> <p>「都市再生推進事業」とは、この要綱で定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 削除</p> <p>八 まち再生総合支援事業</p> <p>九～十五 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 まち再生総合支援事業</p> <p>前第1項第<u>八</u>号にいう「まち再生総合支援事業」とは、民間事業者の能力を活用し都市再生を全国的に推進するため、本要綱第8編において定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 まちづくりファンド支援事業</p> <p>地域の資金等を活用し、当該地域内の一定の区域の価値向上又は職住の近接・一体等ニューノーマルに対応した柔軟な働き方と暮らしやすさの実現若しくは脱炭素社会の実現に資する民間事業者によるリノベーションその他のまちづくり事業（以下「民間まちづくり事業」という。）を支援するため、本要綱第8編第3章において定めるところ</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第1条の2 定義</p> <p>1 都市再生推進事業</p> <p>「都市再生推進事業」とは、この要綱で定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 削除</p> <p>八 まち再生総合支援事業</p> <p>九～十五 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 まち再生総合支援事業</p> <p>前第1項第<u>七</u>号にいう「まち再生総合支援事業」とは、民間事業者の能力を活用し都市再生を全国的に推進するため、本要綱第8編において定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 まちづくりファンド支援事業</p> <p>地域の資金等を活用し、当該地域内の一定の区域の価値向上又は職住の近接・一体等ニューノーマルに対応した柔軟な働き方と暮らしやすさの実現若しくは脱炭素社会の実現に資する民間事業者によるリノベーションその他のまちづくり事業（以下「民間まちづくり事業」という。）を支援するため、本要綱第8編第3章において定めるところ</p>

改正後	改正前
<p>に従って実施される民間まちづくり事業を実施する者への出資若しくは助成若しくは<u>貸付け（資本性貸付金に限る。）</u>又は当該事業を実施する者が発行する社債の取得を行うまちづくりファンドに対して出資又は資金拠出による支援を行う民間都市開発推進機構に対し、国が必要な助成を行うもの</p>	<p>ろに従って実施される民間まちづくり事業を実施する者への出資若しくは助成又は当該事業を実施する者が発行する社債の取得を行うまちづくりファンドに対して出資又は資金拠出による支援を行う民間都市開発推進機構に対し、国が必要な助成を行うもの</p>
<p>四（略）</p>	<p>四（略）</p>
<p>9～18（略）</p>	<p>9～18（略）</p>
<p>第1条の3・第1条の4（略）</p>	<p>第1条の3・第1条の4（略）</p>
<p>第2編～第7編（略）</p>	<p>第2編～第7編（略）</p>
<p>第8編 まち再生総合支援事業</p>	<p>第8編 まち再生総合支援事業</p>
<p>第1章・第2章（略）</p>	<p>第1章・第2章（略）</p>
<p>第3章 まちづくりファンド支援事業</p>	<p>第3章 まちづくりファンド支援事業</p>
<p>第14条・第14条の2（略）</p>	<p>第14条・第14条の2（略）</p>
<p>第14条の3 まちづくりファンド支援事業（マネジメント型）の実施等 1（略）</p>	<p>第14条の3 まちづくりファンド支援事業（マネジメント型）の実施等 1（略）</p>
<p>2 前項の支援に係る要件は、次に掲げるとおりとする。 一 民間都市開発推進機構の出資金が、まちづくりファンドとの契約等により、地域内の一定の区域の価値向上に資する民間まちづくり事業</p>	<p>2 前項の支援に係る要件は、次に掲げるとおりとする。 一 民間都市開発推進機構の出資金が、まちづくりファンドとの契約等により、地域内の一定の区域の価値向上に資する民間まちづくり事業</p>

改正後	改正前
<p>(当該民間まちづくり事業と関連して一体不可分なソフト事業（人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行うものを除き、民間まちづくり事業により整備した施設を利活用して成果指標の達成のために行う事業を含む。）を含む。）を実施する者への出資<u>若しくは貸付け（資本性貸付金に限る。）</u>又は当該事業を実施する者が発行する社債の取得に充てられることが確実であること。</p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第14条の3の2・第14条の3の3 (略)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>第9編～第16編 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1 施行期日</u></p> <p><u>改正後の要綱は、令和8年4月7日から施行する。</u></p>	<p>(当該民間まちづくり事業と関連して一体不可分なソフト事業（人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行うものを除き、民間まちづくり事業により整備した施設を利活用して成果指標の達成のために行う事業を含む。）を含む。）を実施する者への出資又は当該事業を実施する者が発行する社債の取得に充てられることが確実であること。</p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第14条の3の2・第14条の3の3 (略)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>第9編～第16編 (略)</p>